

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり



令和7年度 市民税・県民税・森林環境税の 特別徴収について

平素は、本市の特別徴収事務につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて本年度につきましても、地方税法第321条の4及び五條市税条例第45条の規定により、貴事業所を特別徴収義務者として指定し、特別徴収税額の決定通知書を送付いたします。

つきましては、この「しおり」をご参照のうえ、特別徴収事務への一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

五條市長

【お問い合わせ】

五條市役所 税務課 市民税係

〒637-8501 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

電話 0747 (22) 4001 内線 333, 256

F A X 0747 (22) 4011

H P <https://www.city.gojo.lg.jp/>

市町村コード 292079

目次

1	特別徴収税額の納入について	1
2	納入金額の変更について	2
3	従業員が異動（退職・休職・転勤等）した場合の手続き	3
	記入例① 退職した場合（一括徴収）	4
	記入例② 退職した場合（普通徴収）	5
	記入例③ 転勤した場合	6
4	退職所得にかかる市民税・県民税の特別徴収について	7
	記入例 退職所得にかかる納入書の記入例	8
5	各種届出書用紙	9
	○給与所得者異動届出書	10
	○特別徴収への切替申請書	11
	○特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書	12
	○特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書	13
	○特別徴収税額の納期の特例制度について	14
	○ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書について	15
	○退職所得にかかる市民税・県民税特別徴収税額納入申告書	16

★市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）については電子データを選択した場合は同封していません。また、納入書についても納入書不要を選択した場合は同封していません。

※このしおりは現行法にもとづいて作成したもので、税法の改正があった場合には改正後の税法により取扱をします。

1. 特別徴収税額の納入について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは、事業者（特別徴収義務者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から市民税・県民税・森林環境税を差引き（特別徴収）して、納入していただく制度です。別添の税額決定通知書の金額をもとに、同封した納入書等で納入してください。

●納期限 徴収した月の翌月 10 日（ただし、土・日・祝日の場合は翌営業日）

給与月	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
納期限	7/10	8/10	9/10	10/10	11/10	12/10	翌年 1/10	2/10	3/10	4/10	5/10	6/10

●納入場所

- ・南都銀行 ・紀陽銀行 ・奈良県農業協同組合 ・大和信用金庫 ・奈良中央信用金庫 ・近畿労働金庫
- ・ゆうちょ銀行・郵便局 ・五條市役所 本庁舎及び支所

※近畿 2 府 4 県（大阪・京都・滋賀・和歌山・兵庫・奈良）以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入いただく場合は、当市の指定を必要としますので、15 ページの「指定通知書」を記入のうえ、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

●納期の特例（年 2 回納入）

従業員が常時 10 人未満の事業所は、市長の承認により納期を年 2 回に分けて納入することができます。詳細につきましては 14 ページをご覧ください。

●納期限までに納入されなかった場合

納期限までに納入されない場合は、事業者延滞金を負担していただくことになりますので、納期限は必ず厳守してください。

・延滞金・・・各納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から税金の完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%）の割合（当該年の租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定による平均貸付割合に年 1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合です。

2. 納入金額の変更について

従業員の異動や、所得金額や控除の内容の調査結果により、すでに通知した税額に変更が生じる場合があります。その際は、「特別徴収税額の変更通知書」が送付されますので、その通知に従って特別徴収する税額を変更してください。

●納入書を訂正する場合

納入する金額に変更が生じた場合は、お手数ですが、下記の記入例のとおり納入金額（1）の数字を二重線で抹消し、納入金額（2）の該当する欄と合計欄に、変更後の金額を記入し使用してください。

- ＜注意事項＞
- ・黒のボールペンで記入してください。¥マークは記入しないでください。
 - ・数字は所定のワクからはみ出さないようにしてください。
 - ・書き損じた場合は、納入書の末尾の予備の納入書に、納入月及び納入金額（2）を記入のうえ、使用してください。

※年度途中から納入書の様式が変わる予定です。様式変更後ご不明点がありましたら、表紙記載の問合せ先までご連絡ください。

☆納入書は再送付されませんのでご注意ください。

記入例

●納入金額を 15,000 円から 20,000 円に変更する場合

奈良県五條市 個人市民税・個人県民税 森林環境税 納入済通知書 (公)			
市区町村コード 2 9 2 0 7 9	口座番号 00940-8-960102	加入者名 五條市会計管理者	二重線で抹消してください。
令和 07 06 00 00 70 00 64 54	納入金額(1) 15,000	円	
292079	納入金額	20000	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線二で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)		
退職			
所得分			
延滞金			
督促手数料			
納期限(指定期限) 令和7年7月10日	合計額	20000	
取りまとめ店 大阪府金事務センター (〒539-8794)			
領収日付印	(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称		納

給与分と合計額の欄にそれぞれ変更後の金額を記入してください。
¥マークは記入しないでください。

●予備の納入書を使用する場合

奈良県五條市 個人市民税・個人県民税 森林環境税 納入済通知書 (公)			
市区町村コード 2 9 2 0 7 9	口座番号 00940-8-96010	納入月を記入してください。	
令和 07 06 00 00 70 00 64 54	納入金額(1)	円	
292079	納入金額	20000	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線二で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)		
退職			
所得分			
延滞金			
督促手数料			
納期限(指定期限) 令和7年7月10日	合計額	20000	
取りまとめ店 大阪府金事務センター (〒539-8794)			
領収日付印	(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称		納

(三枚つづりになっていますので、領収証書及び納入書についても同じように訂正してください。)

3. 従業員が異動（退職・休職・転勤等）した場合の手続き

●従業員が退職等をした場合（記入例 4～5ページ）

特別徴収税額を通知した従業員のうち、退職・休職・長期欠勤・死亡等により給与が支払われなくなった場合は、その事実が発生した都度必ず「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（10ページ）を直ちに提出してください。提出期限 異動が発生した月の翌月10日まで

【注意】 異動届出書の提出が遅れますと、退職者の分まで誤って事業者の滞納となったり、個人への納税通知書（普通徴収への切替え分）の発行が遅れ、一回の納付額が多くなり個人の負担が大きくなります。ご迷惑をおかけすることになりますので遅滞なく提出してください。

重要 退職者・休職者の徴収方法

従業員が退職等をする際、徴収できていない残りの税額の取扱いは、異動の時期により次の2通りとなります。

① 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

本人にご確認いただき、申し出があれば、残りの税額を一括徴収してください。申し出がない場合は、納税義務者個人で直接納付（普通徴収）していただきます。

② 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

この期間の異動は①とは異なり、残りの税額を一括して徴収することが義務付けられています。（地方税法第321条の5第2項）

本人の申し出の有無にかかわらず、最終の給与または退職手当等から一括徴収してください。

①6月1日から12月31日までに退職等をした場合

●転勤や再就職により、特別徴収を継続する場合（記入例 6ページ）

従業員が転勤したり、退職後の再就職により、新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望した場合は、以下の手続きにより特別徴収を継続することができます。

- ① 旧勤務先は、異動届出書の上段に必要事項を記入して、新勤務先へ送付してください。
- ② 新勤務先は送付を受けた異動届出書の下段（①特別徴収継続の場合）を記入して、市役所に提出してください。

●特別徴収へ切替える場合

入社や本人の希望により、普通徴収から特別徴収に切替える場合は、特別徴収への切替申請書（11ページ）を提出してください。

【注意】 ・納期限を過ぎている普通徴収は、特別徴収への切替えはできません。本人が納めるようお伝えください。

普通徴収納期限 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 10月31日 第4期 翌年1月31日

（ただし、納期限については土・日・祝日の場合は翌営業日）

- ・二重納付防止のため、本人宛てに送付された普通徴収の納付書を同封してください。（納税通知書の同封は不要です。）
- ・すでに納入書を受け取られている場合は、お手数ですが金額を訂正して使用してください。（訂正のしかたは2ページ参照）

記入例① 退職した場合（一括徴収）

（例）従業員が1月31日で退職する。12月分までは徴収済みで、残りの税額を1月分で一括徴収する。

市町村民税 道府県民税 森林環境税 **給与支払報告 特別徴収** に係る給与所得者異動届出書

年度 ① 現年度 2 新年度 3 両年度

五條市長 令和8年1月6日提出		所在地 五條市本町1丁目1番1号	担当 係 総務課 給与	特別徴収 指定番号 7006454					
名称 本町商事 株式会社		氏名 田中 花子	宛名番号						
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電話 0747 - 22 - 4001							
給与 フリガナ イツキ タロウ	氏名 五木 太郎	新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額 (例) 11月10日納期限分の場合→10月分	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日 令和8年 1月31日	異動の事由 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外 ()	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	1月1日以降退職時 までの給与支払額 円 4,911,791 控除社会保険料額 円 310,825
生年月日 大昭平 45 年 9 月 5 日生	個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0	住 1月1日 現在 五條市今井1丁目2番3号	円 240,000	円 140,000	円 100,000	円 100,000	円 100,000	円 100,000	円 100,000
住所 異動後 同上		※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。							

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収 指定	氏名	新しい勤務先へは、
フリガナ 名称				納入月を必ず記入してください。
一致した金額を必ず記入してください。				円を
徴収し、納入するよう連絡済です。（※新しい勤務先へ送付してください。）				

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。	徴収予定額 (ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は <u>1</u> 月分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申し出があったため。 ② 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	円 100,000	

③普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申し出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。

【一括徴収のお願い】
 1月から4月末までに退職等された場合は、一括徴収することが義務付けられています。本人の申し出の有無にかかわらず、一括徴収していただきますようお願いいたします。

記入例② 退職した場合（普通徴収）

（例）従業員が8月31日で退職する。8月分までは徴収済みで、残りの税額は本人が直接納付する。

市町村民税 道府県民税 森林環境税 **給与支払報告 特別徴収** に係る給与所得者異動届出書

年度 ① 現年度 2 新年度 3 両年度

五條市長 令和7年9月5日提出		所在地 五條市本町1丁目1番1号		担当 氏名 田中 花子 電話 0747 - 22 - 4001		特別徴収 指定番号 7006454		宛名番号	
給与 フリガナ イツキ トモコ 氏名 五木 友子		新 ナラ 奈良		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 60,000		(イ) 徴収済税額 (例) 11月10日納期限分の場合→10月分 15,000		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 45,000	
所得者 生年月日 大昭和 40年10月2日 個人番号 012345678910		住所 1月1日現在 五條市今井1丁目2番3号 異動後 大和高田市西町1-15		異動年月日 令和7年8月31日		異動の事由 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外 ()		異動後の未徴収 税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	
				1月1日以降退職時 までの給与支払額 2,105,800		円 控除社会保険料額 377,842		円	

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 〒 フリガナ 名称	特別徴収 指定番号	担 当 者	氏名 電話	新しい勤務先へは、 月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納期限)から 徴収し、納入するよう連絡済です。(※新しい勤務先へ送付してください。)
---------------------	---------------------	--------------	-------------	----------	---

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。

1 異動年月日が	普通徴収とする理由に該当する項目に
2 異動年月日が	○をしてください。

③普通徴収の（一括徴収）

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

- ① 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申し出がないため。
- 2 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
- 3 死亡による退職のため。

【一括徴収のお願い】
 6月から12月末までの退職等された場合は、本人の申し出があれば、残りの税額を一括徴収してください。
 1月から4月末までに退職等された場合は、一括徴収することが義務付けられております。本人の申し出の有無にかかわらず、一括徴収していただくようお願いいたします。

記入例③ 転勤した場合

(例) 従業員が9月30日で退職し、10月分からは新しい勤務先で特別徴収を継続する。

市町村民税 道府県民税 森林環境税 **給与支払報告** に係る給与所得者異動届出書 **特別徴収**

年度 ① 現年度 2 新年度 3 両年度

五條市長 令和7年9月5日提出		所在地 五條市本町1丁目1番1号	担当 氏名 田中 花子		特別徴収 指定番号 7006454
		名称 本町商事 株式会社	電話 0747 - 22 - 4001		宛名番号
		個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			
給与 所得者	フリガナ イツキ タロウ 氏名 五木 太郎	新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
異動後	生年月日 大昭平 45年9月5日 出生		円 60,000	円 20,000	円 40,000
住所	1月1日 現在 五條市今井1丁目2番3号				
異動後	同上				
			異動年月日 令和7年9月30日	異動の事由 ① 転勤・転籍 ② 退職 ③ 死亡 ④ 休職 ⑤ 長欠 ⑥ その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外 ()	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
					1月1日以降退職時 までの給与支払額 円 2,105,800 控除社会保険料額 円 377,842

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません

①特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 〒514-0003 三重県津市丸之内1丁目10番20号	特別徴収 指定番号 37077899	担 当 者 氏名 佐藤 電話 059-226-1231	新しい勤務先へは、 月割額 5,000 円を 10 月分(翌月10日納期限)から 徴収し、納入するよう連絡済です。(※新しい勤務先へ送付してください。)
フリガナ ホンマチケンセツ カブシキガイシャ				
名称 本町建設 株式会社				

②一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。

1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申し出があったため。	徴収予定額(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は 日分(翌月10日納期限)で納入します。
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		

当欄(①特別徴収継続の場合)は新勤務先が記入してください。

③普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申し出がないため。
2 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため。

4. 退職所得にかかる市民税・県民税の特別徴収について

退職所得の支払いがある場合は、他の所得とは区別して、支払者がその税額を計算及び徴収をし、徴収した月の翌月 10 日までに納入してください。
 納入書の記入方法については、次のページを参照してください。

●税額の計算方法

$$\left(\text{退職手当等の支払金額} - \text{退職所得控除額}^* \right) \times \frac{1}{2} \times \begin{matrix} \text{① 市民税} 6\% \\ \text{② 県民税} 4\% \\ \text{(100 円未満切捨て)} \end{matrix} = \text{特別徴収税額 (①+②)}$$

(1,000 円未満の端数切捨て)

※退職所得控除額は勤続年数によって算出します。下表を参照してください。

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円		千円	千円
2 年以下	800	1,800	1 5 年	6,000	7,000	3 0 年	15,000	16,000
			1 6 年	6,400	7,400	3 1 年	15,700	16,700
			1 7 年	6,800	7,800	3 2 年	16,400	17,400
3 年	1,200	2,200	1 8 年	7,200	8,200	3 3 年	17,100	18,100
4 年	1,600	2,600	1 9 年	7,600	8,600	3 4 年	17,800	18,800
5 年	2,000	3,000	2 0 年	8,000	9,000	3 5 年	18,500	19,500
6 年	2,400	3,400	2 1 年	8,700	9,700	3 6 年	19,200	20,200
7 年	2,800	3,800	2 2 年	9,400	10,400	3 7 年	19,900	20,900
8 年	3,200	4,200	2 3 年	10,100	11,100	3 8 年	20,600	21,600
9 年	3,600	4,600	2 4 年	10,800	11,800	3 9 年	21,300	22,300
1 0 年	4,000	5,000	2 5 年	11,500	12,500	4 0 年	22,000	23,000
1 1 年	4,400	5,400	2 6 年	12,200	13,200	4 1 年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年を 超える1年ごとに 700千円を加算し た金額	23,000千円に、 勤続年数が40年を 超える1年ごとに 700千円を加算し た金額
1 2 年	4,800	5,800	2 7 年	12,900	13,900			
1 3 年	5,200	6,200	2 8 年	13,600	14,600			
1 4 年	5,600	6,600	2 9 年	14,300	15,300			

※勤続年数に端数がある場合は、切り上げて算出します。(例) 32 年2か月 → 33 年

●納入書の記入例（退職所得の場合）

(退職所得用) 市民税・県民税 納入申告書			
五條市長 殿		令和7年12月7日提出	
		人員	2人
退職手当等支払金額の総額		26,023,021円	
特別徴収税額 (退職手当分) の総額	市民税の総額	291,600円	
	県民税の総額	194,400円	
地方税法第50条の5および第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者)		法人番号	1000020292079
住所又は所在地		五條市本町1-1-1	
氏名又は名称		本町商事 株式会社	
※お手数ですが上記納入に係る退職者についてご記入ください。			
1月1日の住所	五條市 本町1丁目1番1号	五條市 今井1丁目2番3号	
氏名	五木 市郎	五木 太郎	
勤続年数	25年	12年	
退職金額	21,021,021円	5,002,000円	
特別徴収税額	市民税 285,600円	市民税 6,000円	
	県民税 190,400円	県民税 4,000円	

特別徴収義務者 本町商事 株式会社

下記の対象者A・Bの総計

対象者A（五木 市郎）

住所	五條市本町1丁目1番1号
退職手当	21,021,021円
勤続年数	25年
市民税	285,600円
県民税	190,400円

対象者B（五木 太郎）

住所	五條市今井1丁目2番3号
退職手当	5,002,000円
勤続年数	12年
市民税	6,000円
県民税	4,000円

市民税・県民税の総計 486,000円
(裏面に記入)

マイナンバー制度の施行により、平成28年1月1日以降、退職分離課税分の納入申告書に法人番号または個人番号の記載が必要となっています。なお、個人事業主の場合は、納入済通知書の裏面の納入申告書には記載せず、16ページの納入申告書に記入のうえ、五條市役所税務課までご提出ください。

※年度途中から納入書の様式が変わる予定です。様式変更後ご不明点がありましたら、表紙記載の問合せ先までご連絡ください。

奈良県五條市 個人市民税・個人県民税 納入済通知書(公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名
292079	00940-8-960102	五條市会計管理者
年月分	納定番号	納入金額(1)
令和071200	007006454	円
292079	給与分 一所得分を含む	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	退職所得分	486000
	延滞金	

5. 各種届出書用紙

各種届出書は必要に応じて、コピーをしてご使用ください。

五條市役所のホームページからもダウンロードしてご利用いただけます。

<https://www.city.gojo.lg.jp/>

[トップページ](#) → [申請書ダウンロード](#) → [市税関係](#) → [特別徴収に係る各種届出について](#) → [ダウンロードファイル](#)

・ 給与所得者異動届出書 (参照3～6ページ)	10
・ 特別徴収への切替申請書 (参照3ページ)	11
・ 特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書	12
所在地や名称、書類の送付先を変更した場合に使用してください。(代表者のみの変更の場合、提出は不要)	
・ 特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書	13
・ ゆうちょ銀行・郵便局指定届出書	15
・ 退職所得にかかる市民税・県民税特別徴収税額納入申告書	16

市町村民税 森林環境税 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
道府県民税

年度	1 現年度	2 新年度	3 両年度
----	-------	-------	-------

五條市長 年 月 日 提出	所在地 名称		担当 者 氏名 電話	係	特別徴収 指定番号	宛名番号		
	個人番号又は法人番号							
フリガナ	新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額
氏名	姓	円	月分 月分まで	円	年	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外 ()	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	円 控除社会保険料額 円
生年月日	大・昭・平 年 月 日生				月 日			
個人番号								
住 所 異動後	1月1日 現在							

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収 指定番号	担 当 者 氏名 電話	新しい勤務先へは、 月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納期限)から 徴収し、納入するよう連絡済です。（※新しい勤務先へ送付してください。）
	フリガナ 名称		- -	

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。	徴収予定額((ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は _____ 月分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申し出があったため。			
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。			

③普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。	市 処 理 欄	年度	1 特別徴収義務者を変更 月分以降 2 普通徴収(期)へ切替 の月割額は 3 一括徴収(月) 4 普徴税額なし	入力	確認
1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申し出がないため。		年度	1 特別徴収義務者を変更 月分以降 2 普通徴収(期)へ切替 の月割額は 3 一括徴収(月) 4 普徴税額なし	入力	確認
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。				AD	
3 死亡による退職のため。				LAN	

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）・森林環境税（国税）を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、当該の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2 太線枠内のみ記入してください。
- 3 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間に確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1日曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。
- 4 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは市町村へお問い合わせください。

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替申請書

五 條 市 長 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収 指定番号	新規	
		名 称 代表者名											担 当 者	係	
		法人番号												氏名	
												電話	() - 内線		

給 与 所 得 者	フリガナ					旧 姓			普 通 徴 収 切 替 期 別	〔 1・2・3・4・随 〕 期以降を切替希望		
	氏 名							※普通徴収の納期限が過ぎた分は切替できません。				
	生 年 月 日	大正・昭和・平成		年		月		日		特 別 徴 収 開 始 予 定 月	___ 月分 (翌月 10 日納期限) から 特別徴収を開始します。	
	1 月 1 日住所	五條市										
	現 住 所									納 入 書 の 送 付 (新規事業所の場合)	<input type="checkbox"/> 必要 (納入書を使用して納入する) <input type="checkbox"/> 不要 (共通納税システムなどを利用する)	
	異 動 年 月 日	年		月		日					備 考	
		□採用		□本人申し出		□その他 ()						

<注意事項>

- ・納期限の過ぎている普通徴収は、切替できません。
- ・二重納付防止のため、普通徴収の納付書を同封してください。
- ・すでに納入書を送付している場合は、再送付されませんので金額を訂正して使用してください。

市 処 理 欄	徴収済期【 】 → 開始月【 】			入力		確認
	口座	納付書		A D		
				LAN		
有 無	回収済 (期) 未回収		電話連絡 (/)		(備考)	

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

法人番号(※注)

五 條 市 長 年 月 日提出	特別徴収義務者名	所在地	〒	特別徴収指定番号		
		名 称 代表者名			担 当 者	係
					氏名	
				電 話	()	-
					内線	

(※注) 個人事業主の場合、個人番号の記載は不要です。

変更箇所のみ記入してください。

変更年月日 年 月 日

事 項	変 更 前 (旧)		変 更 後 (新)	
所 在 地	〒		〒	
フリガナ				
名 称				
法人番号(※注)				
電 話 番 号				
書類送付先 (上記所在地以外に送付を希望される場合に記入してください)	所 在 地	〒	〒	
	名 称	フリガナ	フリガナ	
	電話番号			
変 更 理 由	1 名称変更 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 新法人の設立 <input type="checkbox"/> 合併による変更 (<input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存在し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併された) <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> 合併による 変更の場合 </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <input type="checkbox"/> 現在の指定番号を継続して使用する <input type="checkbox"/> 合併先の指定番号 () を使用する <input type="checkbox"/> 新規に指定番号を取得する </div> </div>			
	2 所在地変更 <input type="checkbox"/> 事務所が移転 <input type="checkbox"/> 送付先変更			
	3 その他 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> その他 ()			

注) この届出書を提出されましても、法人市民税に係る異動届出書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書

		法人番号													
五 條 市 長 年 月 日	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者名)	所 在 地	〒		特別徴収 指定番号										
		名 称 代表者名			担 当 者	係									
						氏名									
						電話	()	—		内線					

地方税法第321条の5の2第1項及び五條市税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

特例の適用を受けようとする期間	_____年 _____月 以降の特別徴収税額
-----------------	-------------------------

申請日前6か月間の各月末の給与支払額および給与支払総人員の報告						
月 別	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
給与支払総金額	円	円	円	円	円	円
給与支払総人員	人	人	人	人	人	人
臨時職員	給与支払総金額	円	円	円	円	円
	給与支払総人員	人	人	人	人	人

※五條市の納税者だけでなく、事業所において給与の支払いを受ける者全員について記入してください。

申請日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合はその年月日	年 月 日	五條市税にかかる滞納または納入遅延がある場合はその理由	
---	-------	-----------------------------	--

- ◆申請書の提出は6月30日までをお願いします。
- ◆納期の特例の承認が継続中の事務所においては、再度申請する必要はありません。
- ◆給与の支払いを受ける者が常時10名未満でなくなった場合は、すみやかに裏面の届出書を提出してください。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例制度について

1 対象となる事業所

この特例の適用を受けることができるのは、給与の支払いを受ける者（五條市以外の者を含む）が常時 10 人未満である事業所です。

2 制度の適用を受けるには

表面の「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書」を提出し、市長の承認を受ける必要があります。

3 納入期限について

この特例の承認を受けた場合の納期限は以下のようになります。

- ① 6 月分から 11 月分まで … 12 月 10 日
 - ② 12 月分から翌 5 月分まで … 6 月 10 日
- ※納入期限が土・日・祝日にあたる場合は翌営業日となります。

4 要件を欠いた場合

給与の支払いを受ける者が常時 10 人以上になるなど、要件を欠いた場合は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
※右の届出書に記入のうえ、提出してください。

5 承認を受けられない場合

- ・市税の滞納や納入遅延がある場合
 ※やむを得ない事情がある場合は、その事情を申請書に記入してください。
- ・申請日前 1 年以内に承認の取消を受けた場合

* 注意 *

この承認を受けた後に、市税を滞納したり、納入遅延が生じる場合は、承認が取り消されることがあります。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収の
納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

年 月 日

五條市長

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地													
名称 代表者名													
法人番号													
特別徴収 指定番号							電話番号						

下記の理由により、市民税・県民税・森林環境税特別徴収の納期の特例の要件を欠いたので、地方税法施行令第 48 条の 9 の 11 及び五條市条例第 46 条の 4 の規定により届け出ます。

要件を欠いた理由	
1	給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満でなくなったため
2	その他 ()

ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書について

徴収金の納入に近畿2府4県（大阪・京都・滋賀・和歌山・兵庫・奈良）以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、右の指定通知書に郵便局（店）名を記入の上、事前にそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、その他の取扱金融機関より納入される場合は、この指定通知書は不要です。

ミ

シ

ン

指 定 通 知 書

貴局（店）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、当市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱局（店）に指定しましたから通知します。

- | | |
|------------|----------------------|
| 1 許可又は承認番号 | 貯業2第365号 |
| 2 口座番号 | 00940-8-960102 |
| 3 加入者の名称 | 五條市会計管理者 |
| 4 取りまとめ店 | 大阪貯金事務センター 〒539-8794 |

年 月 日

郵便局長（店長）殿

五條市長



退職所得にかかる分離課税分市民税・県民税特別徴収税額納入申告書

五 條 市 長
年 月 日 提出

給 与 支 払 者 （ 特 別 徴 収 義 務 者 ）	所在地	〒										特別徴収 指定番号		
	名 称											担 当 者	係	
	代表者名												氏名	
	個人番号又は 法人番号													電話

(右詰めで記載してください)

地方税法第 50 条の 5 及び第 328 条の 5 第 2 項の規定により下記のとおり分離課税にかかる所得割の納入について申告します。

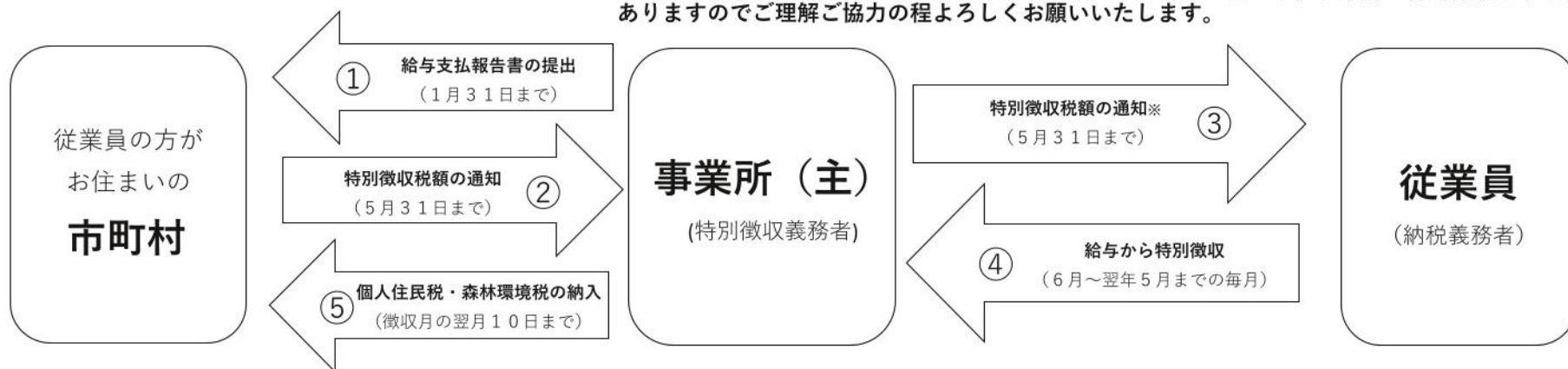
氏 名 (生 年 月 日)	1 月 1 日の住所	退職手当等の金額	勤続年数	特別徴収税額			備考
				市民税額	県民税額	合計額	
(大・昭・平 年 月 日)		円	年	円	円	円	
(大・昭・平 年 月 日)		円	年	円	円	円	
(大・昭・平 年 月 日)		円	年	円	円	円	
合 計		円		円	円	円	

※マイナンバー制度の施行により、平成 28 年 1 月 1 日以降、退職分離課税分の納入申告書に法人番号または個人番号の記載が必要となっています。

なお、個人事業主の場合、市民税・県民税・森林環境税の納入済通知書の裏面の納入申告書には記載せず、この用紙に個人事業主の個人番号を記入の上、五條市役所税務課までご提出ください。

【特別徴収制度のしくみ】

特別徴収とは、事業所（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税及び森林環境税を差引きし、納入していただく制度です。
また、地方税法第321条の3、第321条の4の規定に基づき、事業所は特別徴収をする義務がありますのでご理解ご協力の程よろしくお願いたします。



※5月31日までに特別徴収税額決定通知書(納税義務者用【青】)をシールを剥がさずに従業員にお渡してください。

【地方税共通納税について】

地方税共通納税システムを利用することにより、事業所（給与支払者）は自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて、手数料無料ですべての地方公共団体へ一括して納税することが可能です。

また、五條市が納付場所として指定していない金融機関等からも納税することが可能です。詳細につきましては、下記のeLTAXホームページ（提供：地方税共同機構）等をご参照ください。

■eLTAXホームページ（提供：地方税共同機構） 「共通納税とは」
<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/gaiyou/>



特別徴収の納期限は徴収した月の翌月10日までです！

（ただし、土・日・祝日の場合は翌営業日）

期限内納付にご理解ご協力の程よろしくお願いたします。